

傍聴許可願について

(加納委員) 私どもも、今お話があったように部屋が狭いということもありますし、そのためにいろいろな工夫をして、モニター傍聴等もやられているわけですから、それでいいかと思いますので、そのように取り計らっていただければありがたいと思います。

児童養護施設の整備について

(加納委員) 不勉強なもので教えていただきたいのですけれども、まずこの児童養護施設の整備ということで、本市では何館と言っているのですか、幾つの施設がまずあるのでしょうか。おおむね何人ぐらいの方がそこで生活されているのか、お聞かせください。

(屋代子ども青少年局長) 杜の郷の前まででございますけれども、7カ所ございまして、386人の方が入所されております。

(加納委員) 整備事業ですから、老朽化等を含めてということと、こういう方たちを入所していただくということで数が足りないの、新設及び改築ということだと思います。これはこれで1つわかりました。

もう一つわからないのは、2歳から18歳までの児童を預かるということですが、年々を重ねていくわけですね。そうすると、中にいらっしゃる方は18歳を機に次の別のところに移動するということだと思います。今どういう状況になっているのでしょうか。386人おりますけれども、年齢的には18歳を超えている方がどのくらいいらっしゃるのか、こういった方については、今後どういう手続で、どういう状況に進んでいくのかということについて、認識していないので教えていただきたいのです。

(屋代子ども青少年局長) おおむね2歳から18歳までの児童が入所しておりまして、要するに18歳終わった後退所をするということになりますけれども、退所する児童は61%の方が家庭復帰をする、家庭に戻っていらっしゃる。それから、34%の児童が就職をして自活をしていく。5%の児童が大学等に進学をしているという状況でございます。

(加納委員) そうすると、今の回答からすると、いろいろな理由があってこういう児童養護施設に入所していただいて、おおむねその期間の中で局長がおっしゃったような形で大学進学、それから、家庭に戻る、そしてまた、ある意味ではその後仕事もしていくということですが、それは非常にうまくいっているということの認識でよろしいのでしょうか。

(屋代子ども青少年局長) 鈴木子ども福祉保健部長から答弁させます。

(鈴木子ども福祉保健部長) 先ほどのまず退所のほうの数字でございますが、若干補足をさせていただきますと、先ほど局長が申し上げました数値は、いわゆる措置援護という形で他の施設に移る方を除いた母数になってございますので、実際の家庭復帰率というのは6割までは行かないのかなと思ってございます。

退所する児童につきましては、18歳未満で退所される方も当然いらっしゃいますので、そうした方は家庭に復帰されないということが多くなってございます。あとはおおむねアパートなどを設定いたしまして、就職あるいは大学進学という形の方が多くなってございます。一方で退所後もやはり1人で自立するにはまだちょっとという方も実際にはいらっしゃいますので、ほかに自立援助ホームという施設がございまして、これは二十歳までという枠になってございますが、自立援助ホームで引き続き自立支援をしていくという児童もいらっしゃいます。

(加納委員) わかりました。

いずれにしても、こういう状況の中で、こういう施設をしっかりと新設・改築していくというのが大事でしょう。本来であれば家庭の中で生活をしていくということが本来の流れですけれどもね。こういった施設にいろいろな状況で入所することについて、いたし方ないにしても、その後のフォローをどう進めていくか、そして、先ほど来数はいただきましたけれども、ある意味ではその数のもっと深いところで、なかなか言うに言えないさまざま

な状況があることも知っております。この局は子供支援から始まって青少年、ある程度の年齢まで行くわけですから、そういった分ではきちっと追跡をし、データもきちっとしていただいて、先ほどの後期施策等にも反映されるように、要望だけしておきます。

新型インフルエンザ（A/H1N1）について

（加納委員） まず、夏になっても相も変わらず感染者がふえているという現状を見ますと、本当に秋冬に至っては大変心配だなと感じております。そういった点では、この常任委員会で新型インフルエンザについては、継続的に報告をいただいていることについては、正副委員長には本当に感謝申し上げますし、局についてもこういった危機感も感じていただきながら今後とも進めていただきたいということをまず冒頭申し上げておきたいと思えます。

さきの委員会がたしか6月4日にございましたけれども、そこで私のほうからはまっ子ふれあいスクール、学童保育、それから、放課後キッズクラブ、これ所管をしているこども青少年局と、場所の問題等含めると、教育委員会との連携をどうするかということについてお尋ねをした経緯もありますし、それから、特に山崎委員のほうからも保育園、保育所、この問題についても提起がございました。まさしく今回のこの報告書を見ますと、いわゆる幼稚園、それから、保育園、小学校、中学校、高校という形で関西を中心に蔓延をしてきて、集団感染等を含めて指摘もさせていただき、その後、保育園についてどうするのだということだとか、それから、教育委員会と連携でどうするのだということだとか、特に幼稚園については、県の問題との連携をどうするのだということも一方でございますので、非常に難しいというか複雑、連携をどうするかということが大きかったと思うのです。そうは言っても、もう秋冬、あと1カ月ちょっとしますと、そういう事態にもなってくるということで、まず1つはこれだけの幼稚園の園児がかかっている、また、幼稚園がここまで休園をしているということについて、これは公表をしているのでしょうか。正式に、例えば学校なんかでは公表していますが、幼稚園については公表しているのでしょうか。

（屋代こども青少年局長） 幼稚園につきましては、県の学事振興課が所管をしているということで、横浜市がかかわっていないということではなくて、一緒になって取り組んでいるわけですがけれども、幼稚園の学級閉鎖、休園等の発表については、学事振興課のほうでは公表は行っていないということでございます。

（加納委員） 今回、国が保育園だとか学校だとか、新たな新型インフルエンザについて改定をしましたね。その中にもいわゆる地域との連携だとか、なるべく周知をしっかりといきなさいとか、そういったようなことも書かれています。県の意向は意向でわかるのですけれども、本市としてやはり県の意向に従って、今後も内々に物事を進めていくという形をとるのかどうか、もう一度局長の御意見を聞かせてください。

（屋代こども青少年局長） 新型インフルエンザ発生当初、横浜市から市内幼稚園に例えば情報提供はするとか、感染予防の依頼など、うちのほうから直接やっていたのですけれども、内容が県のほうでもやっていて重複するということで、幼稚園側からはセーブしてほしいという話がございました。5月25日に、神奈川県、横浜市、川崎市の幼稚園・保育園の担当者で会議を持ちまして、幼稚園との情報ルートの所管を、県の学事振興課に一本化するとともに、24時間連絡がとれるような、相互連絡体制を携帯電話等で整えました。そういうことから、幼稚園が休園をすとかという場合には、最終的には県が判断するわけですがけれども、横浜市と十分連絡をとって、調整をして、結果として県が所管として対応するというようになっております。

（加納委員） それから、この資料を見ると、7番目に無認可保育園がありますね。それで、さきの委員会でも山崎委員から御発言があって、たしか記憶によりますと、今後検討をしていくということで、幾つかの保育園については、例えば蔓延した場合、社会的な状況からしても全保育園を閉めるわけにいかないだろうということで、幾つかの検討の中で条件がそろっているところについて開かざるを得ないだろうという御発言がたしかあったと思うのですけれども、今その現状はどうなっているのか、どのように考えていらっしゃるのか、あれ以降進んでいらっしゃるのであれば、教えていただきたいのです。

（屋代こども青少年局長） 先ほどちょっと資料で御説明したのですけれども、今現在BCP、業務継続計画を策定しているわけですが、その中でまず8月末までに横浜市として業務継続計画を策定する。その

場合に、例えば従事する職員の数だとか、いろいろな数字が出てくるわけですがけれども、それらを踏まえまして、どの程度の例えば保育園を開所する必要があるのか等を踏まえて、前にも御説明いたしましたけれども、看護師の配置されている20園の市立保育園を中心にして、一時的な保育を実施することも含めて、BCPの中で検討していきたいと考えています。

(加納委員) 20園ですがけれども、調査しました。18区全部ではないのですね。この点についてはどうされるのですか。まず、どこの区はないのか。それについてどうされるのか。

(屋代こども青少年局長) 今、看護師が配置されていないのは、港北区1カ所でございます。看護師が複数配置されている区がありますので、それらを調整して、全区で緊急保育が実施できないかということを含めて、今後BCPの中で検討していきたいと思えます。

(加納委員) 今言った港北ができていませんね。配置されていないのでね。ただ、ほかのところの人数と、場所も確認しました。そうしますと、本当に区に1施設看護師がいらっしゃると言っても、非常にこれだけの人数で、しかも1カ所だと、いざというときにはなかなか難しいだろうなというのがありますので、先ほど来おっしゃってましたBCP、そして、8月末までということと、どうしても社会的な問題が出てきますから、そこはひとつしっかりと検討していただきたいということをまず1点要望しておきます。

次に、キッズとはまっこと、それから、学童の件ですがけれども、例えば先ほど幼稚園で感染しましたという話がありましたね。それから、小学校で感染しましたといったときに、そのクラスは休園するとか、学校を休校するとなっても、では、はまっ子ふれあいスクールだとか学童保育だとか、放課後キッズクラブはどうされるのでしょうかという話ですよ。それについて、今どこまで進んでいるのですか。

(屋代こども青少年局長) 小学校でいいますと、大曽根小学校で例えば感染の児童が確認をされたというときには、その小学校で該当する放課後児童クラブですか、はまっ子については、当該クラスが学級閉鎖になったら、その学級閉鎖になった子供たちについては、はまっこに登校を自粛してくださいよというようなことで対応しております。

(加納委員) それはだれが、どういうルートでそういった指示を出すのですか。

(屋代こども青少年局長) 青少年こども局の放課後児童育成課から、その運営委員会なり運営している法人を通して要請をいたします。

(加納委員) この件では最後にしますけれども、保育園と同じように、子供をある意味では放課後預かっていたと、その間にお母さんたち、御父兄が働きに行っているという状況から考えますと、保育園と同じように、閉めるとなった場合、この辺が社会的に物すごい影響を受けるのではないかとこのことを危惧するのです。その辺のシミュレーションだとか、そういった御指示、通知・通達をもう既に関係者、御父兄にはされているのでしょうか。

(屋代こども青少年局長) はまっ子だとか、放課後キッズでございますけれども、学校の休校、あるいは学級閉鎖に合わせて対応するという点について、父兄の方には連絡をしています。

(加納委員) 特に学童保育なんかは、学校の施設を使っていないところが多いですから、地域の連合自治会長さんだとか、いろんな方がいる意味ではかかわっていただいて、運営をしていますよね。例えば商店街の一角を借りたりとか、地域の一角を借りたりしてやっていますよね。そういったところの周知だとか、そういったことについてもされているということの認識でよろしいのですか。

(屋代こども青少年局長) 学童クラブについても同様に、うちの放課後児童育成課のほうから小学生が通っている小学校が休校なり、あるいは、学級閉鎖になった場合には、そこに関する児童については登園自粛をしていただくように父兄の方にお知らせをしています。

(加納委員) これだけ長期的に新型が感染し続けている、しかも、感染ルートがよくわからない中で継続しているということ。それと、今おっしゃったように、高校、中学から小学校に移り、幼稚園に今来て、保育園にももう既に来ていると。本当に3歳児であったり、2歳児であったり、いわゆるどんどん若年化しているといった報告をいただきますと、特にハイリスクの方も含めて、本当に関係するところは危機感を持って、しかも、もう実際に

ているわけですからね。そういった意味では、基本的な連携、具体的なシミュレーション等を含めて、今後しっかりとしていただきたい。特にこども青少年局については、教育委員会との連携、それから、県との連携、地域との連携が大変複雑化していますので、今回引き続き危機感を持って、新型インフルエンザについては対策を練っていただきたいということを要望して、私のほうからは終わります。

中高一貫教育校の設置について

(加納委員) 今田委員長に御質問させていただきます。

6月23日の臨時会議の議事録を見させていただきました。今この議論をされていてすごく感じるのは、学校というのは皆さん方がいつも言っているように地域との連携なくしてはできないのだというような話は、皆さん方もペーパーに書いてあるし、やはりそれは事実だと思うんですね。そういった面では、地域との連携をどうするか、地域の皆さん方に御理解をいただくということがやはり大きな問題でもありますし、ましてや伝統校ということからすると、やはりそこにいろいろな思いがあることが事実です。そういう中で議事録見ましたけれども、先ほど来各委員の御発言では余りにも拙速ではなかったのかという話がありますね。いわゆる4月にああいう発表という形でもって新聞報道があり、今の田村教育長の発言からも4月ぐらいからという話もあって、一方では8月にはもう既に来年度の受験生にある程度の一定の方向性を示さなければいけないというようなスケジュールがあって、こういう中で本当にこういう議論になってしまったということについて、今田委員長として率直にどういうふうに今お感じになっているのか、まずそれを冒頭聞きたいと思います。

(今田教育委員会委員長) 今回の件につきましては、長年にわたって南高等学校について熱い思いを持っている御支援をいただいていた大勢の方がおいでになるということで、そういう意味でいくと、やはり我々のほうとしてはもう少し自戒をして、反省を込めて丁寧な御説明をさせていただくべきだったのだと反省をいたしております。

(加納委員) それを先ほどから教育長に各委員がお話ししていても、なかなか教育長はそうやって明快な答弁にならないのですよね。ですから、私も時間の問題があるから、あえて今田委員長に御質問させていただいたのですけれども、やはりそこが大きな問題だったと思いますよ。

それで、私どものところにもいろいろな御意見いただきます。それから、私どもの会派も実質的にはもう南高等学校のほうに視察にも行かせていただいたりしていますし、いろいろな方からいろいろなメールもいただき、また、ペーパーでもお問い合わせをいただきます。そういった分では、白紙撤回ということも一方であり、それから、中高一貫はいいのだけれども、説明がね、という話も聞きます。やはりずっと意見を聞いていると、今田委員長がおっしゃったまず1つは今回問題について、きちっとした議論をする前の段階で反省すべきことは反省していただいて、その上で先ほど各委員が要望しますよとか、何とか反映していただきたいとか、いろいろな御発言しましたけれども、そういったことを踏まえて進めていただきたいなというのを私は思うのです。

そこで、今の制度上の問題で、いわゆる6月23日の議事録があります。たしか7月14日に教育委員会が開かれていますね。聞くところによると、今度28日に教育委員会があると聞いています。それで、この23日の議事録見ると、当初は6月中にどういう形にするかということを決めたいと言っていた。しかし、いろいろな事情があって7月まで延びると。で、もう7月ですよ。月2回ということからすると、28日がある意味では、この形をどうするかということを決めるときでしょう。

そこで聞きたいのですけれども、まず14日にどういう議論になったのかということ、どういう議論があって、どういう結論に達したのかということ、まずお示しいただきたいと思います。

(田村教育長) これまで中高一貫教育については、委員が議事録をごらんいただいたとおりで、教育委員会の中で協議ということで教育委員が傍聴者がいる中で中高一貫教育のよさは何か、あるいは課題は何か、進めていくとしたらどういったことに留意すべきか、スケジュールはどんなふうな考え方なのかといったことをオープンの中で議論をしてまいりました。そして、それを最終的に教育委員会の基本的な方針とまとめるためには、教育委員会の中で今度は審議をするという形で、審議というのは教育委員会の中では、これは6人の教育委員が最終的に意を

決するために、こういう方向で決めるということをしていくわけですけれども、これまでは協議ということで、さまざまな意見を言い合って、そして、また請願者の意見を聞いたりということをやってきたのが14日までということです。

(加納委員) 今田委員長に御質問します。

14日の最終的にどういう結論になったのかというものがもしあれば、お示しいただきたいし、それから、28日に委員会があるのかどうかということの事実確認もしたい。28日にどういう形での議論になるのかということをお示しいただければ。

(今田教育委員会委員長) きょう、こういう格好で熱い委員の皆様方の御意見をいただいているわけで、我々としても28日はまた深く議論をしながら、答えが出るかどうか、これはまだ少し、これは私の今の個人的な見解ですけれども、少し時間をかけて深い議論をさせていただく必要があるのではないかなと思っております。

(加納委員) それから、今までの議事録だとか、皆様方の御発言からすると、7月中に形を決めなければいけない。なぜかという、先ほどの教育長の答弁で8月にはもう来年の受験生を含めた関係者にそれなりの方向性を示さないという話がありますよね。そこから推測し、なおかつ皆さん方のペーパーでは、中等教育学校だと。それが望ましいとおっしゃっているわけですよね。だから、何を言いたいかというと、7月中に、もっと言うと28日に決めなければ、8月の説明会に困ってしまうという方が大変多くいらっしゃるということですよね、先ほど来の説明を聞くと。中身についてはこれからでしょうけれども、一応あの23日の議事録だとか、皆さん方の御説明からいうと、7月28日に行われる委員会では、きちんとその基本形が決まるということによろしいのですか。今田委員長に聞きたいです。

(今田教育委員会委員長) これはもう委員が御自身で御判断というか推測をいただいているかも知りませんが、きょうこういう格好で熱い議論をいただいているわけでございます。我々28日に議論をし、そこでもう一度先ほど申し上げましたように深い議論、あわせてまた地元へのどういう格好で今までの反省の上に立って御説明をしていくかということを含めて議論をしても、そこで今の段階ではなかなか答えを出すのは難しいのではないかなと思っております。

(加納委員) それから、今田委員長、私ども古濱委員だとか中里委員だとかさまざまな形でもって指名をした。正式な名称についてはまた別にしまして、中高一貫校については我々も承認させていただいて、これを見ると野木委員だとか吉備委員ですね、一生懸命議論されていますけれども、この議論された中身については、議事録が出来ますよね。ある意味でオープンにされますけれども、我々に例えばきょう委員長のはからいでこうやって委員会があって、当局の協力もいただいて御説明をいただいているという状況ありますね。28日に行われる委員会について、制度上は私もある程度わかっていますけれども、本委員会ですらこれだけ議論がされているわけですから、皆さん方委員会、臨時会議等開かれたことについては、議会に報告をいただくということは、私はしていただきたいのです。それは制度上の問題としてどうなのかということと、今田委員長として私の意見についてどういうお考えなのか、この2つお聞かせください。

(今田教育委員会委員長) 制度上の問題は、ちょっとまた事務局でお答えをしていただくほうが誤解がないと思います。

案件が今回のようにいろいろ御議論をいただくような結果になってしまいましたけれども、そうでなければ、我々は一応行政委員会として議会の御同意をいただいて、市長から任を受けたという立場からすると、そういう意味で我々の持つ役割というのも多いのかなと思います。

ただ、今回の案件につきまして、多少教育長と私とが何かけんかしているみたい、ちょっと誤解があるといけませんので申し上げますと、これは私は田村教育長にも少しもっと丁寧には正直何度も申しておりますし、彼は彼で長く教育にかかわりをしておられましたから、そういう意味でこれに対する熱い思いというか、これは当然必要だという教育長の熱い思い、やはり横浜、今の公教育をしっかりといいものにしていこうというものがあるわけでございます。この辺は少し後ろのほうで私のほうでもう少し、彼に優しく強く助言をすべきだったかなと反省は

いたしておりますけれども、そんなことで決して決して溝があるわけではございません。一枚岩でやっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(加納委員) 最後になりますけれども、別に私無駄があると思っておりますから、せっかくですから、小濱委員、それから、中里委員、こうやって常任委員会で市民に付託された議員が、今回の問題についてさまざまな立場で議論させていただいて、意見申し上げました。きょうの御議論を聞いていただきまして、それぞれ一言ずつ何か御発言があればと思っております。

(小濱教育委員会委員長職務代理委員) 実は、この中高一貫校を南高等学校に指定していくというこの案件については、私ごとで恐縮なのですが、ちょっと縁の深いところが私個人的にあります。というのは私は先ほど教育長のお話にも出てまいりました、筑波大駒場高校の出身なのです。だから、あそこはいわゆる併設型で、私は40何年前ですけれども、そのこの高校生だったときは私は外進生で外から入ったのです。そのときには80人が内進生で、80人が外進生で同じだったのです。私が高校生活を経験した実感からいいますと、特定の学科については内進生のほうが先に進んでいたりして、そのずれがありまして、高校で外から入ってくるのが一緒になりますと、そういうところでちょっと授業のマネジメントがいろいろ難しくなるみたいなことがあったように思います。それから、私自身の生徒としての気持ちとしても、内進生のほうが本拠地みたいな、そういう縄張り意識みたいなものはやはり感じられて、なじむのに結構時間がかかるということがあるのです。そういう点から、私はこの案件に関しては、教育委員会の内部ではやはり併設型よりは中等教育型のほうがいいのではないかと。純粋に6年間計画的な指導ということが行われるという意味で、という意見を申し上げました。

それと、もう一つは、私は随分昔になるのですが、私塾を経営しております、ちょうど港南区でやっていたのです。旧南部学区でしたね、あのときは、1つは、私の塾に通ってくる子で、比較的成績が上のほうの子たちがかなり南高等学校にあこがれて、やはりそれは地域の評判というのを聞いていて、何かとても文武両道で伝統が豊かであって、地域との結びつきが深いと。そういうことの魅力を感じる生徒たちだったと思うのですが、私が見る限り、そういう子たちというのはとても元気で、これはこの子は南高等学校向きだというのはよくわかるのですよね。そういうことが今回のこの中高一貫校に南高等学校が変わることによって、果たして何か少し勢いが衰えてしまうのではないかという危惧が、委員の皆様方もおありかなと思うのですが、そういうことはあまり、私が教えた中学生の雰囲気からしますとなくて、今度小学校6年生がそれに対して、新しい南高等学校に対するあこがれ感というのを持つと思うのです。それは確実にこれまでのあこがれというか、南高等学校のいい点ですね、そういうものの情報というのは受け継がれていこうと考えると、こんなところでよろしいでしょうか。

(中里教育委員会委員) こういう場でお話しさせていただくのは初めてなので、上手にしゃべれませんが、よろしく願いいたしますが、きょう委員の皆様方の御意見を伺った上で、28日の教育委員会が開催されますけれども、その中で議論を深めていきたいと思っております。

今までもたくさんの請願書が出ていました。一つ一つじっくり読んでおります。特にPTA、それから、同窓会、後援会の方々の熱い思い、痛いほどわかります。それから、生徒会のほうでも十分心配していることも聞いております。当事者側からすればいろいろ不安材料たくさんある、私、教育職をずっとやっておりましたので、とても気持ちはよくわかります。基本的には、中等教育学校にするか併設型にするかにしろ、どういう形にしろどういう子を育てていくのか、どういう人に育てたいのかという基本的な理念とか構想が一番大事なところかと思っております。

今、確かにボタンのかけ違いが大きくあったと思っております。その不安をお持ちの方々を説得するような基本的な構想をしっかりと立てて、不安材料を消していければなと思っております。

それから、最終的に決まった場合、決まってから後がとてもイバラの道かと思っております。というのは、6年間の教育のノウハウがないわけですね。学校組織としても、それから、教える側としても、ノウハウがないわけです。むしろサイエンスフロンティア高校よりイバラの道かなと思っております。教育内容の工夫とか、それから、生徒指導上の研修なども深めていかないと、中学1年生と高校3年生では非常に大きな違いがあります。中学1年

生はまだまだ幼いものをたくさん持っております。高校3年生はもう大人へ、本当に大人の第一歩、大人といってもいいほどです。その6年間を教えていくわけですから、教師側の指導体制というのも非常に大変だと思っております。6年後に成果が出ていくわけですね。スタートしてから6年後、成長していくときにどう成果が出るかで、初めて今心配されている方々の心配、のどに詰まっていたものがずっとおりののかどうか、成果がきちんと出ていくような学校にしていくために、本当に知恵を出していかなければいけないかと思っております。知恵と工夫が相当必要な学校づくりだと思っております。

私も教育職の経験を生かした上での意見を述べていきたいと思っております。もちろんこの委員会の委員の皆様方の御意見を参考にさせていただきながら、いい学校をつくっていければと、本当に強く熱い思いでおります。きょうはありがとうございます。

(田村教育長) 先ほど加納委員から制度のお尋ねがございました。私自身も教育委員の1人でございます。それで、教育委員会の私を含めて6人の教育委員が合議でもって教育の基本的な方針等、重要な事柄を決定していくという仕組みでございます。まさにこれまで6人がオープンの中でもってそれぞれの意見を述べてきて、今、小濱委員や、あるいは中里委員、あるいは今田委員長、そういった話をやってきているわけでございまして、その6人の教育委員会で決めたことを教育長としての私が執行していくという仕組みでございます。私は、だから、協議の場にも加わりまして、執行責任者ということであるわけでございますけれども、教育委員会でのまさに議論をしているその中身について、その途中の経過について逐一議会に報告ということになりますと、ここは他人のお言葉なのですけれども、現行教育委員会制度の微妙なところにもかかわります。昨今、教育委員はかなりオープンな形で、しかも長時間かけていろいろな議論をしています。かつてはそういったことは表に出ませんでしたし、見えなかったわけですが、もともと市長から任命されたときも活発な議論をしるということをやっております。南高等学校と名前が出た時点でもって、今回こういうことになっているわけですが、いずれにしても、28日の問題も含めて、やはり私自身もっと現場に出向いて、直接説明するということを考えております。28日はまずは重要な方針を決める審議という形はとりますけれども、まさにそこで6人で議論をして、きょうの委員の皆様方の御意見も含めて、踏まえてしっかりとした教育委員会運営をしていきたいと思っております。

(加納委員) ありがとうございます。先ほど教育長が答弁の中で、南高等学校の校歌が云々とか、名前をどうかとか、そういったところまでの答弁をしていましたので、それは教育委員会で28日にやるべきものであって、こういう場であそこまで踏み込んだ発言をしてしまうと、ある意味では教育長という立場もあるわけで、誘導してしまうということも心配されます。田村教育長の制度についての御説明はよくわかりましたし、大勢の皆さん方がこれだけ長時間にわたって議論したのですから、どうぞしっかりとした議論をしていただきたいとお願いして、終わります。

(田村教育長) 冒頭、御説明申し上げましたけれども、本日はこれまで教育委員会で検討してきた内容について御報告を申し上げるということでもって、この中等教育学校が望ましいという議論は、協議の中でオープンの中でできているところでございます。ただ、最終的にどういうようにしていくかは、これも冒頭、説明の中で申し上げましたけれども、さまざまな意見に耳を傾けて、教育委員会の方針としてまとめて決定をしていきたい。そして、その方針として決めていくというのが、まさに教育委員会の協議を経て、教育委員会としてはこうしていきたいという1つの意思を決めていくことで、それはまだこの時点ではできていないのです。ですから、冒頭申し上げたとおり、これまでの検討してきた中身について、その検討してきた中身というのはまさに中等教育学校が望ましいと。それから、もっと申し上げますと、一部の委員は併設型がいいのではないかというような議論もございまして、そういう議論もございましたけれども、これまでの検討の中でもっておおむねこういった流れで来ているということでございます。そこは私のほうは高梨委員長に対して、もう少し事前に仕組みのことについても含めて、今回のことについて御説明が不足していたことは反省しておりますけれども、これで行くのかということ、それをこれから決めていくということで、その経過について御報告を申し上げているということでございますので、そこはぜひ御理解いただきたいと思っております。



## 新型インフルエンザ行動計画等について

(加納委員) 私どもは、マニュアルを作成すべきということで主張してきまして、平成17年の国のいわゆる行動計画、それを踏まえて横浜市も作成しました。その後、ガイドラインを平成18年につくった。平成19年には全庁的に局区、それぞれマニュアルをつくるんだとってスタートしたにもかかわらず、なかなかできてこなかった。できれば3月までという話もあったのですが、今日に至ってしまったことについては大変残念なのです。ただ、ここに至って第2波が来る前にできたということについてはよかったと思うし、また、その努力については感謝申し上げます。

この8月までにBCPを市長もつくるということも答弁されていますし、また、教育長含めてやはりBCPをどうするかというのが大変大きな問題にもありますので、多分このBCPをつくるのに大変な思いを職員の皆様方はしているかと思えますけれども、どうか大変でしょうけれども、子供の命を守るということからしますと、どうしてもBCPをつくっていかないとそれは対応できないと私は思っていますので、引き続き御努力を願いたいと思います。

それから学校ごとのマニュアルもしっかりつくっていかねばならないと私も常々提案もしてまいりました。

そこで、先ほど子ども青少年局との連携の中で、学童保育、放課後キッズクラブ、それからまっ子ふれあいスクールですね。特に学童保育については、地域の皆さん方に大変大きな御協力をいただいていますし、その拠点となるところが例えば商店街の中であったり、いろいろなところがありますから、そこの連携をどうするかということも含めて、それぞれの学校のマニュアルにはできるだけそういったことが明確にはっきりわかるような形でつくっていただけないかな、教育長からそういった指示をしていただけないかなということをお願いしたいのですけれどもいかがでしょうか。

(田村教育長) 前回は放課後子供対策との関係で漏れがあってはいけないということで御指摘いただきました。実はこれ所管局が違うわけですが、そうはいてもその学校の子供がかかわることでございますので、私のほうも子ども青少年局と定期的な意見交換をしております。恐らくきょうも前段で子ども青少年局への御指摘もいただいたと思えますけれども、私のほうも多少ダブってもしっかりと書いておくというふうな、そんなことでいきたいと思えます。

(加納委員) それから、さきの委員会、たしか6月12日ですか、このときに金沢区の大道中学校の食中毒の件を、私とすれば大変憤りを感じながら御指摘もし、御質問させていただきました。本来ですと、20日の時点で教育委員会で毎日観察しなさいということと、集団感染というのはこういうことですよということまであやまって指摘しておきながら2日間もおいてしまった。その後、2日目の午後になって健康福祉局に連絡がいつているということから、ちょっとスピードがなかったですねという教育長の答弁ですが、一昨年、青葉区のノロウイルスの件で相当皆さん方にお話しをし、御指摘もしてきたわけです。インフルエンザ対策行動計画ができました。いよいよ8月末にはBCPもできるはずですが、今、教育長が御答弁されたように、さまざまなことが決められてきます。でも、大事なことは、決められたことについて本当に現場の人がしっかりとやってくれないと困るわけですね。

たしか6月12日の後、7月に校長会があるので、そこで今回の大道中学校の件についてしっかりと訴えていきますということの御答弁をいただきましたけれども、あの大道中学校の食中毒の件について、もう一度、田村教育長に、あの教育委員会としてのいわゆる手続、これについてどうだったのかということと、それから校長会でどのように発信をし、どのように校長さんたちは理解してくれたのかということについてお聞きします。

(田村教育長) 大道中学のことにつきましては、前回のこの場で相当加納委員からもお叱りを受けたと私も思っております。その場で私がお答えしたのは、もうちょっとスピード感がということで答えたわけですが、まさに藤ヶ丘のその経験が生かされていないのではないかと御指摘もいただきました。そういった意味で、そういった初期の対応も含めて私どもしっかりと確認をし、戒めていかなければいけないと思っております。

7月の校長会では、その時点でもって既に大曽根小とかいろいろ発生がございました。各学校とも、この間、非常に新型インフルエンザの関係でびりびりとしながらも子供のことでございますので、相当うがいの励行とか咳エ



チケットだとか子供の健康観察とか、積極的に取り組んできました。結果的に大曾根小で幾つか出てしまいましたけれども、発生の動きから見てみますと、健康観察や予防観察が多少功を奏して、それでちょっとやや感染の速度みたいなものに効果があったのかもしれないという、そんな思いもちょっとしております。私のほうから、引き続き第2波が予想されると、長期戦になるということでもって各学校しっかりと対応してくれということをお話しをしました。

(加納委員) それから、このペーパーの3番、その他、これも私、前回御指摘させていただきまして、そういう中で大阪まで行っていただいて調査、視察をしていただいたと、本当にありがとうございます。やはり国の基準を待ち、県、本市を待ちというよりか、全く例外的なことがいっぱい起きているわけですから、何とか皆さん方のお力もいただきながら、例外的なものについては待っていてもしょうがないし、ましてはいつ来るかわからない、今、来ているわけですから、そういった意味ではやはり現地に飛んで勉強してくる、調査してくる、それをいち早く子供の命のために生かすということをしっかりやっていただきたいということで私のほうからも主張させていただきました。すぐに15日、3名の方に行っていただいたとのことで本当にありがとうございます。どうかその経験と知識を生かしていただきたいと思います。

最後に、私、1点残念なのは、ここに来て教職員の不祥事が大変多く続いています。その中身についても非常に厳しい中身かなと思ってまして、今回、冒頭、教育長のほうからその件について常任委員会で何か御発言でもいただくのかなということも思っていたのですが、お話がなかったのであえて申し上げます。この6月23日の教育委員会でもさまざま議論になっているようですけれども、やはり職員の問題については、どうぞ皆さん一丸となって真剣に取り組んでいただきまして、こういった席で御発言もしていただき、その防止策についても、現状、こうしていますということも含めて、できるならば報告していただきたかったなとは思っております。そのことだけ一応申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

再開時刻 午後6時35分

(加納委員) 確認なのですが、このペーパーはわかります。それから私どもも大変多くの方から御意見、御要望もいただきます。いわゆる心配だということでもさまざまな御意見をいただきますけれども、結論として確認ですけれども、6月23日に決定をして、もう県のほうに要望書が出されていると。これが出されて8月の末まで審査されるのですか、10月まで審査をする。それで、今の議論のしているものというのは、反映されるのですか。いわゆる要望書はもう出してしまいましたよね。県はそれを受けたかもしれないし、これから審議されるということなのではないでしょうか。この委員会で我々が議論をさせていただき、意見を申し上げていることについて反映されるのですか。

(田村教育長) 既に要望書は提出をしてございます。

(加納委員) そうすると、例えば要望書を撤回するとか要望書を再度出しなおすということはあるものなのでしょうか。

(田村教育長) 一たん教育委員会の中でその教育委員会の権限として決定をしたものでございますので、これを教育委員会、さまざまな審議を行って、それぞれ議案を決定したり人事の処分をもらったりする場合がありますけれども、それを撤回するとかということは、私はそれはあり得ないのではないかと考えています。

(加納委員) 田村教育長、私は制度的にどうなのかと聞いているのです。

(田村教育長) 一事不再理ということがございます。

(加納委員) 済みません、もっと詳しく具体的に言ってください。

(田村教育長) 御承知なので余りしつこい答弁をするとしかられそうなのですが、教育委員会が審議をする中身については、これは法律でもって教育委員会の権限に属することというのが、これが地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法という法律の中に決められております。さらに個別の法令でもって、教育委員会の重要な決定ということであれば、それは教育委員会が基本方針や施策決定をしていくということです。それで実は今回の要望書の提出というのが、教育委員会でもどこまで決定すべきかというのは、いろいろ私ども議論

がございました。ただ、昨今、教育委員会に実質的な権限を持たせて6人の教育委員会の合議で決めていくということでございますので、私どもは、今回の決定は特に重要な事柄についての決定であるということでもってこれを教育委員会にかけて、そしてその要望の提出をするということでございます。

さかのぼって平成13年のときにふやす決定をしております。そのときには、私の調べた限りでは、教育委員会にはかけていなかったと思います。いわゆる事務局の判断でそれを提出して教育長名で提出したこと等はあるかと思えますけれども、今回はとりわけ長年やってきたことと、それからまさに10年の節目の中で横浜の教育の一つの大きな改革ということもありますので、委員会にかけて、そして決めて、それを提出したと、そういったことでございます。

(加納委員) 済みません、確認ですけれども、そうすると、もう要望書を出しているがゆえに今のような重要な案件であり、そういった形で6人の方が一生懸命議論していただいて要望書を出したと。したがって、今後、その要望書についてもう一度やり直すとかいうことはあり得ない、制度としてもそうだし、本市としてもそういう思いですという解釈でよろしいですか。

(田村教育長) そのとおりです。

(加納委員) それから、やはりこれだけ大きな問題ですので、例えばちょっと私、確認していないのですけれども、さきの常任委員会でこういったようなことの議論というのはあったんでしょうか。

(田村教育長) ございません。

(加納委員) そうすると、私どもはここで議論をし、意見を申し上げ要望することは、一応教育委員会として聞き置くということの認識でよろしいわけですか。

(田村教育長) 本件については、今回、正副委員長の計らいもありまして、経過について説明をということをして、報告をということがございましたので、少し細かな内容も含めて御紹介を申し上げたということでございます。

先ほどもちょっと類似のことでお答えをいたしましたけれども、教育委員会サイドで、あらかじめ常任委員会の意見を聞いて、それで教育委員が会議に臨むというのは、これは現行教育委員会制度を逸脱した話でございます。この事柄につきましては、やはり議会とそれから教育委員会制度の関係ということで、法律的な議論は加納委員おっしゃるとおりで、いろいろな問題をはらんでいると私どもは思っておりますけれども、決して聞き置くとかそんな言葉でお返りするつもりはございませんけれども、御意見としては重く受けとめて、私どもも今後のいろいろな議論の中で十分そのことを踏まえて、だけれどもそれぞれの教育委員が独立していろいろな意見を言って、そして少しでもいい方向に持っていくような前向きな議論に役立てたいと思っております。

(加納委員) 制度については、私の考えたとおりの御答弁ですからよくわかりました。

ただ、後半で教育長がおっしゃったように、やはり議会との兼ね合い、非常に微妙なところもありますし、ただ、これだけ市民から付託された議員がいろいろな形である意味では心配をしながら、いろいろな方の御意見を踏まえてこういう意見が出されているという事実、これは今の現行制度とは別に、そういったようなことについては、教育委員会としてもまた事務局としてもしっかりと認識していただければと思います。たまたま高梨委員長から今回は報告をということがあったからこういう場があった。ですけれども、我々、議会側として毎回、毎回報告をいただけるのでしょうか。今の制度からしますと。ただ、こうやって報告をいただくと大変大きな問題点がはらんでいるなということも非常に感じますし、議論をしてももう既に要望書は行っていて、意見が集約されないということが一方でわかっているということも非常に寂しい問題だなということもあります。そういった部分で、今田委員長に、最後、御答弁いただきたいのです。今のこういった制度下で、過去のいろいろな経緯の中でこういった現行制度が起きたのでしょうか、そういった意味で、議会との兼ね合いについても非常に微妙だし、また、事前に物事を言うこともなかなか難しい部分もあるでしょう。こういった現状を、教育委員の皆さん方には認識をもらって、今後の委員会の活動の中でしっかりと受けとめていただきたいなということも一つお願いしたいし、それから先ほど扶桑社の問題だとか自由社の問題だとかさまざま言われていますよね。特に歴史書については、社会的にも世界的にもさまざまな議論がされてきているわけですから、そういったことも踏まえて多分今田委員長を中心

に議論されたんでしょう。ここで何を言っても既に要望書が提出されて、そこに反映されないということを聞いた以上、なかなかこれをここで議論してもね。

したがって、今、言った特に歴史教科書については、今後のことを含めて慎重に取り計らっていただきたい。そしてまた、こういう教科書問題について市民から付託されているメンバーがこれだけの意見を申し上げている。これだけの議論をされているということを考えると、どうかひとつ慎重に、今後県から10月ですか、来るんでしょうけれども、慎重に丁寧に、そういったことを踏まえてさらに議論を進めていただきたいという要望しかできないと思います。そんなことから、今田委員長、この議論を踏まえて何か御感想を一言言っていただければ。

(今田教育委員会委員長) 一言ということでございますので、いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。